

公安委員会 説明資料No. 1	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部 改正について	令和5年5月25日 警務部
--------------------	--------------------------------	------------------

議題事項

警察活動を取り巻く社会情勢の変化に伴い、業務の特殊性、国家公務員との均衡を考慮し、警察職員の特殊勤務手当の支給額の改定を行うため、所要の改正を行う。

1 改正理由

都道府県警察の職員は、国境離島における武装集団による不法上陸事案等に対処するため、所要の体制を編成の上、国境離島周辺海域において海上保安庁の巡視船に同乗し、海上保安庁と協力して警戒活動に当たっている。

近年、遠隔地の離島周辺海域をめぐる情勢は一層厳しさを増している中、夜間における対処事案も発生しており、昼間に同業務を行う場合と比較して一層の危険性を有し、より強い精神的緊張・肉体的労苦を強いることとなるため。

2 改正内容

海上取締等手当のうち、遠隔地水上警戒業務について、夜間に従事した場合と昼間に従事した場合とに区分し、当該区分ごとに支給額を定める。(夜間の日額を増額)

種類	改正後			改正前			
	受給者の範囲	単位	支給額	受給者の範囲	単位	支給額	
海上取締等手当	遠隔地の離島周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う水上警戒の業務に従事する者	日額	夜間	1,650 円	遠隔地の離島周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う水上警戒の業務に従事する者	日額	1,100 円
			昼間	1,100 円			

※下線部が改正部分

3 改正案

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)のとおり

4 施行日等

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

5 今後の予定

6月県議会定例会に上程予定

公安委員会 説明資料No. 2	令和4年度に実施された監査委員による定期 監査の結果及び結果に対する措置について	令和5年5月25日 警 務 部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">議題事項</div> <p>令和4年度に実施された監査委員による定期監査の結果について報告するとともに、その結果に対する措置を監査委員に通知する。</p>		
<p>1 実施期間 令和5年1月11日～2月28日 ※ 監査委員事務局による予備調査 令和4年11月9日～11月30日</p> <p>2 監査委員 木下代表監査委員以下4人</p> <p>3 対象所属 全43所属</p> <p>4 監査対象 令和4年度の財務事務全般</p> <p>5 監査方法 実地監査及び書面監査（8警察署は、書面監査のみ）</p> <p>6 監査結果</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項(2件)</p> <p>ア 行政財産の目的外使用に係る使用料について、使用許可期間が令和3年度からの継続使用であるにもかかわらず、令和4年度分が徴収されていなかった(丸亀警察署)。</p> <p>イ 飲酒検知器の保守点検業務委託について、誤った金額で契約していた(交通指導課)。</p> <p>(3) 検討指示事項 該当事項なし</p> <p>7 監査結果の報告 令和5年3月27日、監査委員から警察本部長に対する結果の講評があり、同日付け文書で、公安委員会あてに監査の結果に関する報告が提出された。</p> <p>8 監査結果の公表 県報に登載されるとともに、県ホームページにおいて公表された。</p> <p>9 監査結果に対する措置 指導注意された2件とも直ちに訂正手続きを行い、必要な使用料を徴収するとともに、契約書を再作成して業者に正しい契約書を送付した。 今回の監査結果については全所属に周知し、今後とも留意するよう指導した。</p> <p>10 監査実施等の根拠 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条</p>		

・ **議題事項**

道路交通法の改正に伴い、「香川県警察関係手数料条例」及び「香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例」について、所要の改正を行う。

1 改正理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正に伴い、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に特定小型原動機付自転車運転者講習手数料の標準額が定められたこと、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の信号機に関する基準に遠隔操作型小型車と特定小型原動機付自転車が新たな対象として追加されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 「香川県警察関係手数料条例」の一部改正

特定小型原動機付自転車運転者講習手数料の額を定める。

(2) 「香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例」の一部改正

遠隔操作型小型車及び特定小型原動機付自転車の交通方法等が規定されたことに伴い、信号機に関する基準について所要の改正を行う。

3 改正案

香川県警察関係手数料条例及び香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）のとおり

4 施行日

公布の日

5 今後の予定

6月県議会定例会に提案予定

報告事項

- 公安委員会に対する情報公開請求、個人情報開示請求ともになし
- 警察本部長に対する情報公開請求は85件、個人情報開示請求は66件

1 情報公開請求及び個人情報開示請求の件数 (件)

区分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
情報公開	公安委員会	1	1	0	2	0(-2)
	警察本部長	29	64	69	102	85(-17)
	計	30	65	69	104	85(-19)
個人情報開示	公安委員会	0	0	0	0	0(±0)
	警察本部長	59	71	56	85	66(-19)
	計	59	71	56	85	66(-19)

- 情報公開請求のうち、懲戒処分関係は38件(44.7%)、許認可関係は8件(9.4%)
- 情報公開請求のうち、電子申請による請求は10件(前年度比7件増加)
- 個人情報開示請求のうち、相談関係は55件(83.3%)、行方不明関係は8件(12.1%)

2 情報公開請求の処理状況 (件)

区分	請求件数	処理件数	処理件数の内訳						
			決定件数	決定件数の内訳					却下又は取下げ
				全部公開	一部公開	非公開			
			全部公開	一部公開	全部非公開	不存在	存拒否		
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	85	88	88	22	51	0	14	1	0
計	85	88	88	22	51	0	14	1	0

- 全部公開の内訳…許認可関係(風俗営業等)7件、信号機運用管理簿7件、その他8件
- 一部公開の内訳…懲戒処分簿等33件、契約関係6件、その他12件
- ※ 請求件数と処理件数の違いは、請求1件に対して複数の対象文書进行处理したことによる。

3 個人情報開示請求の処理状況 (件)

区分	請求件数	処理件数	処理件数の内訳						
			決定件数	決定件数の内訳					却下又は取下げ
				全部開示	一部開示	不開示			
			全部開示	一部開示	全部不開示	不存在	存拒否		
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	66	66	66	1	60	1	4	0	0
計	66	66	66	1	60	1	4	0	0

- 全部開示1件は、運転免許証再交付申請書
- 一部開示の内訳は相談等受理票51件、行方不明者届出書8件、運転免許更新申請書1件

報告事項

令和4年度香川県警察教養実施計画に基づく各種教養の実施結果を報告する。

1 学校教養

		教養区分（課程等）	卒業（修了）者
基本 課 程	採用 時 養	初任科（92期短期・長期）	55人
		初任補修科（91期長期、92期短期）	54人
		一般職員初任科	13人
	昇任 時 養	警 部 補	4人
		巡 査 部 長	4人
		係 長	7人
		主 任	1人
	部門別 任用 時 養	生 活 安 全	11人
		刑 事	15人
		交 通	15人
		警 備	4人
			計
		専科（計21専科）	227人
		総 合 計	410人

2 職場教養

(1) 巡回教養及び実務研修

ア 警察学校等での集合教養に加え、Web会議システム、自主学習ツール「eラーニング」等を活用した合理的かつ効果的な教養の推進

イ 職務執行能力の向上に資する教養・訓練の推進

(ア) 実戦的総合訓練（134回、延べ2,023人（前年度137回、延べ1,761人））

(イ) 技能指導官等による教養（406回、延べ3,565人（前年度342回、延べ2,855人））

(ウ) 青年警察官フォローアップ講座（6講座、延べ296人（前年度4講座、延べ106人））

(エ) 実戦的捜査書類作成能力試験（17人（前年度89人））

(2) 通訳官等に対する研修

ア 通訳実務研修（7言語32人（前年度7言語35人））

イ 海外語学研修（未実施）

(3) その他の研修（若手一般職員対象）

ア 採用1年目・2年目研修（19人（前年度16人））

イ 県人事・行革課主催の人材育成センター研修（21人（前年度29人））

3 術科訓練等

(1) 県下大会の開催（柔道・剣道、逮捕術、拳銃射撃競技及び駅伝）

(2) 精強な執行力を確保するための術科訓練の推進

区 分	令和4年度	令和3年度
柔 剣 道	延べ8,570人	延べ4,121人
逮 捕 術	延べ8,273人	延べ4,970人
拳銃使用判断訓練	延べ2,707人	延べ995人
交番等勤務員に対する総合対処法訓練	22交番・65駐在所 117人	29交番・29駐在所 93人

公安委員会 説明資料 No. 6	令和5年4月中の苦情申出の受理・処理状況 について	令和5年5月25日 警務部
---------------------	------------------------------	------------------

報告事項

- 令和5年4月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会0件、警察3件
- 令和5年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会5件、警察14件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公安委員会	件数	2	1	2	0									5
	前年比	±0	+1	±0	±0									+1
警察	件数	1	3	7	3									14
	前年比	-1	±0	+6	±0									+5

(注) 3月の警察に対する苦情件数に1件追加計上(内容は、窓口・電話対応)

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会				警 察			
	4月		累計		4月		累計	
	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理
遺失・拾得届								
窓口・電話対応						2	3	2
各種保護						1	1	1
職務質問・検問			1	1				
110番対応・臨場					1		1	1(1)
各種相談								
少年補導								
被害届等				1(1)				
告訴・告発								
捜査(逮捕、取調等)		1	2	1	1		4	1
交通指導取締り			1	1	1		3	2
交通事故処理						1	2	2
その他			1	2(1)				
合 計	0	1	5	6(2)	3	4	14	9(1)

(注) 処理欄の()内の数字は、前年受理分で内数

報告事項

公安委員会の交通規制（専決分）については、

- 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和4年内閣府・国土交通省令第7号）が本年4月1日に施行されたことに伴う交通規制名称の変更
- 交差点コンパクト化のための自動車横断帯・二段停止線の廃止
- 一灯点滅式信号機の廃止及びこれに伴う一時停止の新設等を実施する。

1 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和4年内閣府・国土交通省令第7号）の施行に伴う交通規制名称の変更

交通規制「歩行者が道路を横断してはならない道路の区間」を「歩行者等が道路を横断してはならない道路の区間」に名称変更した。

2 交通規制の総括

交通規制の新設・変更・廃止 [合計 10 か所 (区間)]

規 制 種 別	新設	変更	廃止	規 制 種 別	新設	変更	廃止
横 断 歩 道	2	0	0	一 時 停 止	1	0	0
二 段 停 止 線	0	0	2	自 転 車 横 断 帯	0	0	3
指定方向外進行禁止	1	0	0	信 号 機	0	0	1

交通規制名称及び住居表示等の変更数は含まない。

3 主な交通規制

- (1) 交差点コンパクト化のための自転車横断帯・二段停止線の廃止
三木町 香川大学医学部北交差点
- (2) 一灯点滅式信号機の廃止及びこれに伴う一時停止の新設
観音寺市木之郷町